次のとおり公共測量を実施するので測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年11月28日

静岡県知事 鈴木康友

1 測量機関

静岡地方法務局

2 作業の種類

公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)

3 作業期間

令和7年12月1日から令和8年3月17日まで

4 作業地域

沼津市志下地区の一部及び馬込地区の一部